

韓国知的財産ニュース 2024年8月前期

(No. 515)

発行年月日：2024年8月22日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、8月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2202513）
- 1-2 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2202516）
- 1-3 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2202543）
- 1-4 【公布】発明振興法施行令の一部改正令（大統領令第34808号）
- 1-5 【公布】産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律施行令（大統領令第34809号）
- 1-6 【法案提出】弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2202604）
- 1-7 【公布】産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律施行規則の制定令（産業通商資源部令第570号）
- 1-8 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2202723）
- 1-9 【公布】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部改正令（大統領令第34830号）

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、AI基盤特許審査業務支援サービスの開発に向けた事業着手の報告会を開催
- 2-2 韓国特許庁、「2024韓国・WIPOスタートアップ向け知的財産教育カリキュラム」を実施
- 2-3 韓国特許庁、チュニジア特許庁の高位公務員を対象に招待研修を実施
- 2-4 「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」が8月7日から施行される

- 2-5 韓国特許庁、「特許基盤 IPR&D 事業」を通じて成果を上げた企業を訪問
- 2-6 韓国特許庁、「2024 青少年発明フェスティバル」を開催
- 2-7 国際知識財産研修院、ネイバーと EC プラットフォームの出店者向け知財教育・懇談会を実施
- 2-8 韓国特許庁、「産業財産情報法」の施行を機に知財サービス企業と懇談会を開催
- 2-9 韓国特許庁、「2024 大韓民国青少年創意力チャンピオン大会」の授賞式を開催
- 2-10 韓国特許庁、「第 7 号知的財産と革新」を公開
- 2-11 国際知識財産研修院、「2024 年 2 学期知的財産学」の受講生を募集
- 2-12 韓国特許庁、LG 社 AI 研究院と AI 活用戦略の発表会を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 模倣品の被害状況がわかる「K-ブランド保護ポータル」が機能を拡大

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 「第 9 回ハンゲル優秀商標コンテスト」の応募受付を開始

その他一般

- 5-1 【説明資料】特許庁の審査過程における先行特許の活用は審査の正確さを高めるためであり、迅速な審査のために審査官を増員しています

法律、制度関連

1-1 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2202513）

議案情報システム（2024.8.2.）

議案番号：2202513

提案日：2024年8月2日

提案者：コ・ドンジン議員（国民の力）外19人

提案理由及び主要内容

今年7月に発表された経済協力開発機構（OECD）による不法貿易と韓国経済に関する報告書によると、世界に流通されている韓国企業の知的財産権を侵害する模倣品の規模が

97億ドル（11.1兆ウォン、2021年）に達し、世界で流通されている韓国企業の模倣品の2件のうち1件は電子製品であることがわかった。

とりわけ、実店舗のみならず、オンライン上でも模倣品の取引が活発に行われている中、韓国特許庁の調査によると、2019年から2022年8月までオンライン上で販売された模倣品が41万点を超えていることがわかり、このうち殆どの模倣品がネイバー、クーポン、アリ、テム、11番街、Gマーケット、オークション、ティーモン、ウィメプ等韓国大手 EC プラットフォームが運営しているオープンマーケットで取引されていることがわかった。

模倣品が流通されれば、消費者は真正品の代わりに模倣品を購入してしまい、これは韓国企業の輸出等、国内外における売上高、製造業の雇用、政府の税収等にマイナスな影響を与えることにつながるにも関わらず、大手 EC プラットフォームは模倣品販売の根絶には消極的な態度を維持している。

従って、EC プラットフォームによる模倣品販売への責任を明示し、オンライン上で模倣品販売のような不正競争行為が発生しているかどうかについて持続的なモニタリングと申告の責任を課し、不正競争行為に当たると認められる場合には、当該商品の販売中止及び販売者アカウントの永久的削除等の措置を取らせることにより、模倣品販売を根絶し、消費者と韓国企業を保護する目的である（第16条の2及び第20条第2項の新設等）。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第16条第1項の中「限る」を「限る。以下、同条及び第16条の2において同一」とする。

第16条の2を次のように新設する。

第16条の2（通信販売仲介業者の責任等）①「電子商取引等における消費者保護に関する法律」第20条に基づく通信販売仲介業者（以下、「通信販売仲介業者」とする）は自身が運営しているサイバーモール（コンピュータ等と情報通信設備を利用して財貨の取引ができるよう設定されている仮想の営業場を指す）における不正競争行為の予防及び根絶のために次の各号の措置を取らなければならない。

1. 不正競争行為が発生しているかどうかについて常時的モニタリング及び関連システムの構築
2. 不正競争行為が疑われる通信販売仲介を依頼した者（以下、「通信販売仲介依頼者」とする）に対し商品販売及びアカウント使用の一時的停止

②通信販売仲介業者が第1項第2号に基づく措置を取った場合には、これを大統領令で定めるところにより特許庁長に通知しなければならない。

③特許庁長は第2項に基づく通知により、不正競争行為の有無を調査し、不正競争行為

が認められる場合、通信販売仲介業者に対し当該の商品販売の中止及び通信販売仲介依頼者のアカウント削除等、必要な措置を求めることができる。

④通信販売仲介業者は第3項による勧告を受けた場合には、通信販売仲介依頼者に対し商品販売の中止及びアカウント削除等、必要な措置を取り、その履行内容を報告しなければならない。

⑤特許庁長は消費者の権益を保護し、消費者の信用を確保するために、電子取引上で不正競争行為が発生しないよう通信販売仲介業者及び販売事業者団体が自律的に行動規範を制定するよう勧告することができる。

第20条第2項を第3項に改め、同条に第2項を次のように新設し、同条第3項（従前の第2項）の中「第1項」を「第1項及び第2項」に改める。

②第16条の2第1項を違反して電子商取引における不正競争行為の予防及び根絶に関する措置を取らなかった通信販売仲介業者に対しては1千万ウォン以上の罰金を科す。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（通信販売仲介業者の責任に関する経過措置）この法律の施行当時、通信販売仲介業に携わっている者は、この法律の施行以降6か月以内に第16条の2第1項の改正規定に基づく措置を取らなければならない。

1 - 2 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2202516）

議案情報システム（2024.8.2.）

議案番号：2202516

提案日：2024年8月2日

提案者：コ・ドンジン議員（国民の力）外20人

提案理由及び主要内容

現行法は、産業技術の流出・侵害行為をして対象機関に損害を与えた者に対し故意性が認められた場合、損害額の3倍を超えない範囲で賠償額を決めるよう定めている。また、外国で使用するか使用させる目的で産業技術の流出・侵害行為をした者に対しては、国家コア技術の場合、15年以下の懲役又は15億ウォン以下の罰金を科す。

しかし、最近、先端技術が経済安全保障の中核として浮上することにより、米国、中国等世界の主要国は自国の技術を保護するための政策を大幅に強化しているが、韓国では技術流出の事例が相次いでいるにも関わらず、競争国に比べて技術保護に関する政策が

充実しておらず、技術侵害の行為に対する処罰の水準を競争国の水準に引き上げる必要があるとの指摘がある。

従って、故意性が認められた産業技術の流出及び侵害の行為に対する損害賠償責任の限度を3倍から5倍に引き上げ、外国で使用するか使用させる目的で産業技術の流出及び侵害行為をした者に対する処罰の水準を最大7年以上の有期懲役又は65億ウォン以下の罰金に大幅強化することで、我が国の産業競争力の強化及び国家・経済安保に寄与する目的である（案第22条の2第2項、第36条第1項及び第2項）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第22条の2第2項各号の外の部分の中「3倍」を「5倍」に改める。

第36条第1項の前段の「3年」を「7年」に改め、同項の後段の「15億ウォン」を「65億ウォン」に改め、同条第2項の中「15年以下の懲役」を「5年以上の有期懲役」に、「15億ウォン」を「20億ウォン」に改める。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1-3 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2202543）

議案情報システム（2024.8.5.）

議案番号：2202543

提案日：2024年8月5日

提案者：ハン・ミンス議員（共に民主党）外11人

提案理由

最近、半導体、二次電池等先端産業分野において技術的優位を占めるための国家間の競争が激しい中、技術流出問題が深刻になっており、オンラインを介した海外への技術奪取が増えている。

しかし、現行法では、国家コア技術又は産業技術の流出・侵害行為の禁止に関する罰金の規定を設けているが、違反行為の嚴重さに比べて軽い処罰にとどまっている。

2017年から2021年まで産業技術保護法の違反で処理された第一審の有罪判決の中、有期懲役(実刑)の宣告を受けた事件は6.2%にとどまっている一方、無罪と執行猶予は74.1%と殆どの裁判で軽い量刑が宣告されているため、処罰の水準を高めて産業技術流出犯罪の深刻さを認識させる必要性が提起されている。

従って、産業技術流出犯罪に対する域外規定の適用、議会への報告義務、目的犯ではなく故意犯に対する処罰規定の確立、民事的救済の強化等を法律上で規定し、処罰の法的執行力を強化する目的である。

主要内容

- イ. 裁判所は産業技術侵害行為の禁止等を請求する訴訟が提起された場合、原告の申請により、一時的に産業技術侵害行為により作られた物件への差押えやその他必要な措置を命ずることができる(案第14条の2第4項の新設)。
- ロ. 産業技術の流出及び侵害行為の禁止に関する規定は、当該の行為を外国で行った場合に対しても同法を適用する(案第14条の4の新設)。
- ハ. 産業通商資源部長官は関係中央行政機関の長との協議を経て産業技術の流出の現況及び是正方策等に関する報告書を毎年2回、国会所管の常任委員会に提出する(案第17条の2の新設)。
- ニ. 国家コア技術を外国で使用するか使用されることを承知していながらも、当該の行為をした者に対しては5年以上の有期懲役又は20億ウォン以下の罰金を科し、違反行為による財産上の利益額の10倍に当たる金額が20億ウォンを超えれば、財産上の利益額の2倍以上10倍以下の罰金を併科する(案第36条第1項)。
- ホ. 産業技術を外国で使用するか使用されることを承知していながらも、該当の行為をした者に対しては20年以下の懲役又は20億ウォン以下の罰金を科し、違反行為による財産上の利益額の10倍に該当する金額が20億ウォンを超えれば、財産上の利益額の2倍以上10倍以下の罰金を併科する(案第36条第2項)。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第14条の2に第4項を次のように新設する。

④裁判所は第1項及び第2項に基づく産業技術侵害行為の禁止等を請求する訴訟が提起された場合、原告の申請により、一時的に産業技術侵害項により作られた物件への差押えやその他必要な措置を命ずることができる。

第14条の4を次のように新設する。

第14条の4（外国での行為に対する適用）第14条に基づく産業技術の流出及び侵害行為の禁止に関する規定は、当該の行為を外国で行った場合に対しても同法の適用を受ける。

第17条の2を次のように新設する。

第17条の2（国会への報告）①産業通商資源部長官は関係中央行政機関の長との協議を経て産業技術の流出の現況及び是正方策等に関する報告書を毎年2回、国会所管の常任委員会に提出しなければならない。

②第1項による報告内容、提出時期等、必要な事項は大統領令で定める。

第36条第1項の前段の「使用させる目的に」を「使用されることを承知しながらも」に、「3年」を「5年」に改め、同項の後段の「15億ウォン」を「20億ウォン」に、「罰金」を「罰金（違反行為による財産上の利益額の10倍に当たる金額が20億ウォンを超えれば、その財産上の利益額の2倍以上10倍以下の罰金）」に改め、同条第2項の中「使用させる目的に」を「使用されることを承知しながらも」に、「15年」を「20年」に、「15億ウォン」を「20億ウォン」に、「罰金」を「罰金（違反行為による財産上の利益額の10倍に当たる金額が20億ウォンを超えれば、その財産上の利益額の2倍以上10倍以下の罰金）」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（差押えに関する適用例）第14条の4の改正規定は、この法律の施行以降、産業技術侵害行為の禁止を請求する訴訟が提起された場合から適用する。

1 - 4 【公布】発明振興法施行令の一部改正令（大統領令第 34808 号）

電子官報（2024. 8. 6.）

国務会議の審議を経た発明振興法施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2024年8月6日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員兼産業通商資源部長官 アン・ドクグン

大統領令第 34808 号

発明振興法施行令の一部改正令

発明振興法施行令の一部を次のように改正する。

第6条の6の題目「(職務発明補償優秀企業の選定及び支援等)」を「(職務発明補償優秀

企業の認証等)」にし、同条第1項を次のように改める。

①法第11条の2第1項に基づく職務発明補償優秀企業の認証を受けようとする企業は、別紙第2号書式の優秀企業認証申請書に第2項各号の基準を全て満たしていることを証明できる書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

第6条の6第2項各号の外の部分を次のようにする。

特許庁長は第1項に基づく申請を受けて審査した結果、次の各号の基準を全て満たしている場合には法第11条の2第3項に基づく職務発明補償優秀企業（以下、「優秀企業」とする）として認証しなければならない。

第6条の6第2項に第4項を次のように新設する。

4. その他優秀企業の認証の確認に必要な事項として特許庁長が定めて告示する基準に該当すること

第6条の6第3項を次のように改め、同条第4項及び第5項をそれぞれ第7項及び第8項に改め、同条に第4項から第6項までをそれぞれ次のように新設し、同条第7項（従前の第4項）各号の外の部分の中「選定された職務発明補償」を「認証された」に改め、同条第8項（従前の第5項）の中「第4項」を「第7項」に、「職務発明補償優秀企業の申請、選定」を「優秀企業認証の申請・審査」に改める。

③特許庁長は第2項に基づき優秀企業を認証した場合には別紙第2号の2書式の職務発明補償優秀企業認証書（以下、「優秀企業認証書」とする）を発行しなければならない。

④法第11条の2第3項に基づく優秀企業認証の有効期限は2年とする。

⑤特許庁長は第4項に基づく有効期限が満了される前に優秀企業が法第11条の2第6項に基づく再認証を申請した場合には第2項各号に基づく基準に適合していれば再認証をし、優秀企業認証書を発行しなければならない。

⑥第3項及び第5項に基づき優秀企業認証書の発行を受けた優秀企業は次の各号のいずれかに該当する場合には、別紙第3号書式の職務発明補償優秀企業認証書の再発行申請書に当該の号で定める書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 優秀企業認証書を失った場合：事由書
2. 優秀企業認証書が損傷して使えなくなった場合：使えなくなった優秀企業認証書
3. 優秀企業認証書の記載事項が変更された場合：変更された事項を証明する書類

第7条を次のように改める。

第7条（承継有無の通知期間）法第13条第1項但し書及び同条第2項の前段で「大統領令で定める期間」とは、それぞれ法第12条に基づく通知を受けた日から4か月以内を指す。

第8条、第8条の2、第8条の3、第8条の6、第19条、第19条の2及び第28条の9をそれぞれ削除する。

第29条第1項第4号を次のように改め、同条第3項及び第4項をそれぞれ削除する。

4. 法第 11 条の 2 に基づく優秀企業認証に関する次の各目の業務

イ. 法第 11 条の 2 第 2 項に基づく優秀企業認証申請の受付及び申請内容の確認

ロ. 法第 11 条の 2 第 3 項に基づく優秀企業認証審査の支援

ハ. 優秀企業認証書（特許庁長名義の優秀企業認証書である）の発行及び再発行
別表 8 を削除する。

別表 11 第 2 号ハ目及びチ目をそれぞれ削除する。

別紙第 2 号書式、別所第 2 号の 2 書式及び別紙第 3 号書式をそれぞれ別紙のように新設する。

附 則

第 1 条（施行日）この令は 2024 年 8 月 7 日から施行する。

第 2 条（職務発明補償優秀企業認証の有効期間に関する特例）この令の施行以降から 2026 年 8 月 6 日まで優秀企業の認定を受けた場合には、第 6 条の 6 第 4 項の改正規定にも関わらず、その認証の有効期間を 3 年とする。

第 3 条（優秀企業認証に関する経過措置）この令の施行前に従前の第 6 条の 6 第 2 項に基づき優秀企業に選定された場合には、その有効期間の間、この令の第 6 条の 6 第 2 項の改正規定に基づき優秀企業の認証を受けたこととみなす。

第 4 条（他の法令の改正）①国家研究開発革新法施行令の一部を次のように改正する。

別表 5 第 9 号の中「選定」を「認証」に改める。

②デザイン保護法施行令の一部を次のように改正する。

第 6 条第 7 号の中「選定」を「認証」に改める。

③実用新案法施行令の一部を次のように改正する。

第 5 条第 6 号の 2 の中「選定」を「認証」に改める。

④特許法施行令の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 5 号の 3 の中「選定」を「認証」に改める。

■ 発明振興法施行令 [別紙第 2 号書式]

職務発明補償優秀企業の認証・再認証の申請書

※灰色のところは申請者が作成せず、[] には該当するところに✓表示を記載します。

受付番号	受付日時	処理期間 90日
------	------	-------------

申請者	企業	企業名	代表者名
		事業者登録番号	代表者の電話番号
		法人登録番号（法人の場合のみ記載）	代表者の電子郵便
		業種（産業分類コード：）	主要生産品
		類型 [] 中小企業 [] 中堅企業	従業員数
		電話番号	ファックス番号
	所在地（郵便番号：）		
担当者	氏名	電話番号	
	電子郵便	ファックス番号	
	部署名	職位	

申請区分	[] 認証申請 [] 再認証申請
------	--------------------

「発明振興法」第11条の2第2項及び同法施行令第6条の6第1項に基づき職務発明補償優秀企業の認証を申請します。

年 月 日
申請企業の代表 (氏名又は捺印)

特許庁長 殿

添付書類	「発明振興法施行令」第6条の6第2項各号の基準を全て満たしていることを証明する書類	手数料なし
------	---	-------

処理手続き

申告書の作成	→	受付	→	申請内容の確認	→	審査	→	認証書の発行
企業		特許庁(受託機関)		特許庁(受託機関)		特許庁		特許庁(受託機関)

職務発明補償優秀企業認証書

1. 企業名：
2. 代表者名：
3. 認証番号：
4. 有効期間：

「発明振興法」第 11 条の 2 第 3 項及び同法施行令第 6 条の 6 第 2 項に基づき、上記の企業を職務発明補償優秀企業として認証します。

年 月 日

特許庁 長 職印

Certificate of Excellent Enterprise in Employee Invention Promotion

1. Name of Company :
2. Representative :
3. Certificate Number :
4. Valid Period :

This is to certify that the above-mentioned Company is an Excellent Enterprise in Employee Invention Promotion in accordance with Article 11-2(3) of the Invention Promotion Act and Article 6-6(2) of the Enforcement Decree of the Invention Promotion Act.

Date

(Signature)

(Commissioner name)

Commissioner

Korean Intellectual Property Office

■ 発明振興法施行令 [別紙第 3 号書式]

職務発明補償優秀企業認証書の再発行申請書

※灰色のところは申請者が作成せず、[]には該当するところに✓表示を記載します。

受付番号	受付日時	処理期間 30日
------	------	-------------

申請者	企業	企業名	代表者名
		認証番号 (発行日付)	電話番号
		所在地 (郵便番号:)	
担当者	担 当 者	氏名	電話番号
		電子郵便	ファックス番号
		部署名	職位

再発行の申請	再発行の事由 [] 認証書の紛失 [] 認証書の毀損 [] 認証書の記載事項の変更
	記載事項の変更 [] 企業名 [] 代表者名 [] 住所 [] その他事項 (内容)

「発明振興法施行令」第6条の6第6項に基づき、職務発明補償優秀企業認証書の再発行を申請します。

年 月 日

申請企業の代表

(氏名又は捺印)

特許庁長 殿

添付書類	1. 優秀企業認証書を失った場合：事由書 2. 優秀企業認証書が損傷して使えなくなった場合：使えなくなった優秀企業認証書 3. 優秀企業認証書の記載事項が変更された場合：変更された事項を証明する書類	手数料なし
------	---	-------

処理手続き

申告書の作成	→	受付	→	申請内容の確認	→	審査	→	認証書の発行
企業		特許庁(受託機関)		特許庁(受託機関)		特許庁		特許庁(受託機関)

改正理由及び主要内容

職務発明補償優秀企業の認証制度の安定的な運営に向けて職務発明補償優秀企業の認証及び認証取消の法的根拠を具体的に定め、産業財産権診断、産業財産権情報及び産業財産権情報化に関する規定を削除する等の内容に「発明振興法」が改正（法律第 20197 号、2024 年 2 月 6 日公布、8 月 7 日施行）されることにより、職務発明補償優秀企業の認定を受けようとする企業は、職務発明補償の事実を証明できる書類等を添付して特許庁長に対し職務発明補償優秀企業の認証を申請し、その認証の有効期間を 2 年に定める等、法律で委任した事項及びその施行に必要な事項を定め、産業財産権情報化施行計画の策定、産業財産権診断機関の指定及び指定取消等に関する規定を削除する目的である。

<法制処提供>

1-5 【公布】産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律施行令（大統領令第 34809 号）

電子官報（2024.8.6.）

国務会議の審議を経た産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律の施行令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2024 年 8 月 6 日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員兼産業通商資源部長官 アン・ドクグン

大統領令第 34809 号

産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律の施行令

第 1 条（目的）この令は「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」により委任された事項とその施行に必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（基本計画の策定及び変更）①特許庁長は「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」（以下、「法」とする）第 5 条第 1 項に基づく基本計画（以下、「基本計画」とする）を関係中央行政機関の長と協議して基本計画が施行される年の前年度 12 月 31 日まで策定しなければならない。

②特許庁長は基本計画が効率的に策定されるよう関係中央行政機関の長と協議して基本計画の策定指針を作成しなければならない。

③特許庁長は第 2 項に基づいて作成した基本計画の策定指針について基本計画が施行される年の前年度 1 月 31 日までに関係中央行政機関の長に報告しなければならない。

④関係中央行政機関の長は第3項に基づいて通知を受けた基本計画の策定指針に基づき、所管部門に関する計画を作成して基本計画が施行される年の前年度8月31日までに特許庁長に提出しなければならない。

⑤法第5条第3項の但し書でいう「大統領令で定める軽微な事項」というのは次の各号のいずれかに該当する事項を指す。

1. 基本計画に含まれている産業財産情報の管理及び活用促進の基本方向及び中長期発展方向に影響を与えない事項としてその変更の根拠が明確な事項
2. 法第5条第2項第4号に基づく事業の施行方法の変更に関する事項（基本計画で定める政策の基本方向が変更されない場合に限る）
3. 単なる間違い、記載ミス、漏れ又はそれに準ずる明確な間違いに該当する事項

⑥特許庁長は基本計画を策定するか変更した場合には、その内容を官報又は特許庁ホームページに公告しなければならない。

第3条（施行計画の策定・施行）①特許庁長は基本計画に基づいて法第6条第1項に基づく施行計画（以下、「施行計画」とする）を毎年3月31日まで策定しなければならない。

②施行計画には次の各号の事項を含めなければならない。

1. 前年度の施行計画の推進実績及び評価
2. 当該年度の事業推進方向
3. 主要事業別の詳細な事業計画
4. その他基本計画の施行のために特許庁長が必要だと認める事項

③特許庁長は施行計画の策定・施行に関連して必要な場合、次の各号に該当する者に対し協調を求めることができる。

1. 関係国家行政機関の長
2. 地方自治団体の長
3. 「公共機関の運営に関する法律」に基づく公共機関の長
4. その他特別法に基づき設立された法人等の関連機関の長

第4条（実態調査の範囲及び方法）①法第7条第1項に基づく実態調査（以下、「実態調査」とする）の範囲は次の各号と同様である。

1. 産業財産情報の需要に関する事項
2. 産業財産情報の活用現況に関する事項
3. 民間産業財産情報サービスの開発・常用化の現況に関する事項
4. 産業財産情報に関わる専門人材の需給に関する事項
5. 産業財産情報に関係する国際動向に関する事項
6. その他産業財産情報の管理及び活用促進に関する政策の策定・施行のために特許庁長が必要だと認める事項

②特許庁長は実態調査を行う場合には調査対象者の選定基準を定めなければならない。

③特許庁長は第2項の選定基準により調査対象者が選定された場合には、調査の目的・内容及び機関等を含む実体調査計画について調査対象者に予め知らせなければならない。

④実態調査は、現地調査、文献調査及びアンケート調査等の方法を行い、情報通信網又は電子郵便等電子的方法を使うことができる。

第5条（分類情報間の連携表の作成手続き及び方法）①特許庁長は法第11条第2項に基づく分類情報間の連携表（以下、「連携表」とする）の草案を作成した場合には、関係機関・法人又は団体等の意見を取りまとめなければならない。

②特許庁長は第1項に基づき意見を取りまとめた後、連携表を確定しなければならない。

③特許庁長は新しい産業・技術の出現等を考慮して第2項に基づき確定された連携表を5年ごとに修正・補完しなければならない。この場合、関係機関・法人又は団体等からの意見聴取を行わなければならない。

④特許庁長は第2項に基づき連携表を確定するか第3項の前段に基づき連携表を修正・補完した場合には、その旨を告示しなければならない。

第6条（統計・指標の調査・分析）①法第13条第1項に基づく産業財産及び産業財産情報に関連する統計と指標の調査・分析の対象は次の各号のとおりである。

1. 産業財産の創出・保護及び活用に関する統計と指標
2. 産業財産に関連する貿易に関する統計と指標
3. その他公共及び民間の技術・産業関連戦略の策定・推進及び評価等に活用するために特許庁長が必要だと認める事項

②第1項に基づく統計と指標の調査は、現地調査、文献調査及びアンケート調査等の方法を行い、情報通信網又は電子郵便等電子的方法を使用することができる。

③法第13条第4項の前段で「大統領令で定める資料」とは、産業財産権の輸出入による代価の支給及び受領に関する資料のことである。

第7条（産業財産情報の利用及び提供等）①法第14条第1項第3号で「大統領令で定める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合を指す。

1. 未来有望技術の発掘・移転に関する動向、国内外の技術・産業の動向等を調査・分析するために利用するか、調査・分析の結果を提供する場合
2. 科学・産業技術・デザイン分野関連の研究者等の産業別・地域別の需要と供給の現況等に関する情報を調査・分析するために利用するか、調査・分析の結果を提供する場合
3. その他公共及び民間の研究開発の効率性を高め、技術・産業に関わる戦略の策定・推進及び評価等を効果的に支援するために特許庁長が必要だと認める場合

②特許庁長が法第14条第2項に基づき受け取ることができる手数料は、原価算定の結果を根拠に実費の範囲で決めなければならないが、原価を算定するには次の各号の事項

を考慮しなければならない。

1. 産業財産情報の提供等に必要な一般経費
2. 産業財産情報の提供のための情報システムの開発及びメンテナンスにかかる費用
3. 産業財産情報の提供方法
4. そのた特許庁長が原価算定に必要なだと認める事項

③特許庁長は第 2 項に基づき手数料の金額を決めて告示し、特許庁ホームページにて知らせなければならない。

④第 1 項から第 4 項までで定めた事項の他に産業財産情報の利用及び提供に必要な事項は特許庁長が定めて告示する。

第 8 条（国家安全保障及び目的の情報提供）①特許庁長は法第 15 条第 1 項に基づき次の各号の技術に関連する出願中の産業財産情報を利用するか、関係国家行政機関に提供することができる。

1. 「国家研究開発革新法」第 21 条第 2 項に基づき保安課題に分類された技術
2. 「国家戦略技術の育成に関する特別法」第 2 条第 1 項に基づく国家戦略技術
3. 「国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法」第 2 条第 1 項に基づく国家先端戦略技術
4. 「対外貿易法」第 19 条に基づき指定・告示された戦略物資に該当する技術
5. 「防衛産業技術保護法」第 2 条第 1 項に基づく防衛産業技術
6. 「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第 2 条第 2 号に基づく国家コア技術
7. 「素材・部品・装備産業の競争力強化及びサプライチェーン安定化に向けた特別措置法」第 2 条第 3 号に基づくコア戦略技術
8. その他国の安全保障又は国の重大な利益に関わる技術等の流出防止及び保護のために特許庁長が必要だと認めた技術

②特許庁長は法第 15 条第 1 項に基づき、出願中の産業財産情報を国の安全保障等の目的で関係国家行政機関に提供する場合には、当該の産業財産情報の活用の目的及びセキュリティ性等を検討して提供するかどうかを決めなければならない。

③特許庁長は第 2 項に基づき、出願中の産業財産情報を提供すると決めた場合には、当該の産業財産情報を提供する前に産業財産情報に関わるセキュリティ指針について関係国家行政機関の長に通知しなければならない。

④関係国家行政機関の長は第 3 項に基づくセキュリティ指針を考慮して機関別のセキュリティ指針を策定・施行しなければならない。

⑤関係国家行政機関の長は第 4 項に基づき策定した機関別のセキュリティ指針について特許庁長に通知しなければならない。但し、関係国家行政機関がその機関のセキュリティ規定に基づき機関別のセキュリティ指針を通知できない場合には適用しない。

第 9 条（産業財産診断機関の指定等）①法第 17 条第 1 項に基づき、産業財産診断機関の

指定を受けようとする者は、産業通商資源部令で定める産業財産診断機関指定申請書に第 2 項各号の施設及び人員を備えていることを証明できる資料を添付して特許庁長に提出しなければならない。この場合、特許庁長は「電子政府法」第 36 条第 1 項に基づく行政情報の共同利用を通じて申請者の法人登記事項証明書（法人に限る）を確認すべきであり、申請者が事業者登録証明の確認に同意しない場合には申請者は当該の書類を直接添付しなければならない。

②法第 17 条第 1 項で「大統領令で定める施設及び人材」とは次の各号の施設及び人材のことである。

1. 第 5 項各号の業務遂行及びセキュリティに必要な電算装備と専用の業務空間等の施設
2. 電気・電子、機械・金属、化学・生命及び情報通信等、指定された分野別の診断業務の遂行に必要な専門性を備えた人材

③特許庁長は第 1 項に基づき指定申請を行った者が第 2 項各号の要件を全て満たしている場合には、法第 17 条第 1 項に基づく産業財産診断機関（以下、「診断機関」とする）に指定することができる。

④特許庁長は第 3 項に基づき診断機関に指定した場合には、産業通商資源部令で定める産業財産診断機関指定書を発行し、その指定の旨を告示しなければならない。

⑤特許庁長は診断機関委に対し次の各号の業務の遂行を求めることができる。

1. 未来有望技術の発掘のための産業財産情報の調査・分析
2. 研究企画段階における産業財産情報の動向調査
3. 研究開発及び事業化の段階における産業財産診断
4. 産業財産診断の手法開発及び人材育成のための教育
5. その他産業財産診断の活性化を図るために特許庁長が必要だと認める業務

⑥第 1 項から第 4 項までで定めている事項の他に診断機関指定に必要な詳細に事項については特許庁長が定めて告示する。

第 10 条（診断機関に対する行政処分の基準等）①法第 17 条第 3 項に基づく診断機関に対する行政処分の基準は別表 1 のとおりである。

②特許庁長は法第 17 条第 3 項に基づき診断機関の指定を取り消すか、その業務の停止を命じた場合には、即時にその旨を特許庁ホームページに掲載しなければならない。

第 11 条（産業財産情報の品質管理対象等）①法第 22 条第 2 項に基づく品質管理（以下、「品質管理」とする）の対象は、法第 9 条第 1 項に基づき構築された産業財産情報データベースを通じて管理する産業財産情報とする。

②品質管理の基準は次の各号のとおりである。

1. 産業財産情報の構造及び性能
2. 産業財産情報の品質管理体系
3. 産業財産情報の標準化の遵守

4. その他特許庁長が品質管理のために必要だと認める基準

③品質管理は、産業財産情報を収集・生成するための知識又は資料の取得・処理段階、処理された知識又は資料の検証段階で行う。

④特許庁長は品質管理のために次の各号の事項が含まれた品質診断・評価計画を策定・施行しなければならない。

1. 品質診断・評価対象の産業財産情報
2. 品質診断・評価の推進体系
3. 品質診断・評価の手続き及び機関
4. 品質診断・評価の結果による是正措置
5. その他品質診断・評価の施行に必要な事項

第12条（韓国特許情報院の収益事業）①法第24条第5項で「大統領令で定める収益事業」とは、次の各号の事業のことを指す。

1. 産業財産情報の利用活性化に関する事業
2. 産業財産情報システムの普及に関する事業
3. 産業財産情報化に関する研究用役
4. 産業財産情報化に関する教育、出版及びイベント
5. その他産業財産情報化及び産業財産情報活用の基盤構築に関する事業であって特許庁長が必要だと認める事業

②法第24条第1項に基づく韓国特許情報院（以下、「情報院」とする）は、第1項に基づく収益事業を開始又は中止するか、収益事業の内容等重要な事項を変更する場合には、予めその旨を特許庁長に報告しなければならない。

第13条（韓国特許戦略開発院の収益事業）①法第25条第5項で「大統領で定める収益事業」とは、次の各号の事業のことを指す。

1. 産業財産関連の情報提供及び産業財産戦略への支援
2. 外国における産業財産戦略の策定への支援等国際協力事業
3. 国家研究開発による産業財産成果の事業化への支援
4. 標準必須特許の創出のための産業財産情報の戦略的調査・分析に関する事業
5. 産業財産戦略の開発及び人材育成のための教育、出版、イベント、広報
6. その他産業財産戦略の策定及び効率的な研究開発の遂行に関する事業であって特許庁長が必要だと認める事業

②法第25条第1項に基づく韓国特許戦略開発院（以下、「戦略院」とする）は、第1項に基づく収益事業の開始又は中止、収益事業の内容等の重要な事項を変更する場合には、予めその旨を特許庁長に報告しなければならない。

第14条（業務の委託）①特許庁長は法第26条第1項に基づき情報院に次の各号の業務を委託する。

1. 法第8条第1項に基づく産業財産情報化事業（特許庁長の所管業務に限る）

2. 法第 8 条第 2 項に基づく産業財産情報化事業を推進する機関又は団体に対する技術的・財政的支援

3. 法第 9 条に基づく産業財産情報データベースの構築・管理に関する業務

4. 法第 10 条に基づく産業財産情報システムの構築・運営に関する業務

②特許庁長は法第 26 条第 1 項に基づき戦略院に次の各号の業務を委託する。

1. 法第 16 条第 1 項第 1 号から第 6 号までの規定に基づく公共及び民間の研究開発における産業財産情報の活用に関する業務

2. 法第 17 条第 1 項に基づく診断機関の指定申請の受付及び指定要件の検討に関する業務

3. 法第 17 条第 3 項各号に基づく産業財産権診断機関の指定取消又は業務停止の事由への該当有無の確認に関する業務

③特許庁長が法第 26 条第 1 項に基づき委託することができる業務は次の各号のとおりである。

1. 法第 7 条に基づく実態調査

2. 法第 11 条第 2 項に基づく分類情報間の連携表の作成

3. 法第 13 条第 1 項に基づく統計・指標の調査・分析

4. 法第 14 条に基づく公開された産業財産情報の利用・提供（当該の機関・法人又は団体が保有している産業財産情報を提供することに限る）

5. 法第 15 条第 1 項に基づく出願中の産業財産情報の利用に関する業務

6. 法第 16 条第 1 項第 4 号に基づく産業財産情報の活用のための支援

7. 法第 19 条に基づく専門人材育成政策による事業の推進

8. 法第 20 条に基づく産業財産情報の認識向上及び活用基盤の拡大のための事業

9. 法第 21 条に基づく国際協力政策による事業の推進

10. 法第 23 条に基づく民間産業財産情報サービスの開発・常用化の促進に向けた事業

④特許庁長は法第 26 条第 1 項に基づき、第 3 項各号の業務を次の各号のいずれかに該当する者に委託することができる。但し、第 3 項第 5 号による業務は第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号に該当する者にのみ委託することができる。

1. 情報院

2. 戦略院

3. 「発明振興法」第 51 条による韓国知識財産研究院

4. 「発明振興法」第 52 条による韓国発明振興会

5. 「発明振興法」第 55 条の 2 による韓国知識財産保護院

6. 「民法」第 32 条に基づき設立された非営利法人であって産業財産の調査・分析に関わる業務を遂行する法人（「公共機関の運営に関する法律」第 4 条に基づき公共機関に指定された場合に限る）

7. その他特許庁長が産業財産情報の管理及び活用促進に関する専門性があると認め

る機関・法人又は団体

⑤第3項第5号の業務を委託された機関・法人・団体の長は、業務を遂行する中で知った出願中の産業財産情報の漏洩又は盗用を防止するためのセキュリティ指針を定めて施行しなければならない。

⑥特許庁長は第3項から第5項までの規定に基づき業務を委託した場合には、委託を受ける者及び委託業務の内容について告示しなければならない。

第15条（規制の再検討）特許庁長は次の各号の事項について次の各号の基準日を基準に3年ごとに（毎年3年目を迎える年の基準日と同日の前までをさす）その妥当性について検討し、改善等の措置を取らなければならない。

1. 第9条に基づく診断機関の指定基準：2024年8月7日

2. 第10条及び別表1に基づく診断機関に対する行政処分の基準：2024年8月7日

第16条（罰金賦課の基準）法第31条に基づく罰金賦課の基準は別表2のとおりである。

附 則

第1条（施行日）この令は2024年8月7日から施行する。

第2条（他の法令の改正）①国家戦略技術の育成に関する特別法施行令の一部を次のように改正する。

第2条第6号の中「『発明振興法』第55条の5第1項」を「『産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律』第25条第1項」にする。

②国土交通科学技術育成法施行令の一部を次のように改正する。

第7条第1項第5号ロ目を次のように改め、各号にハ目を次のように新設する。

ロ. 「発明振興法」第28条に基づき指定された発明等の評価機関

ハ. 「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」第17条第1項に基づき指定された産業財産診断機関

③素材・部品・装備産業の競争力強化及びサプライチェーン安定化に向けた特別措置法施行令の一部を次のように改正する。

第35条第15号の中「『発明振興法』第55条の5」を「『産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律』第25条第1項」にする。

④租税特例制限法施行令の一部を次のように改正する。

別表6第1号ト目の中「『発明振興法』に基づき指定された産業財産権診断機関」を「『産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律』第17条第1項に基づき指定された産業財産診断機関」にする。

[別表 1]

診断機関に対する行政処分の基準（第 10 条第 1 項関連）

1. 一般基準

- イ. 違反行為が二つ以上の場合であってその該当するそれぞれの処分基準が異なる場合には、そのうち重い処分基準に従う。但し、二つ以上の処分基準がいずれも業務停止の場合には各処分基準を合わせた期間を超えない範囲で重い処分基準にそれぞれ残りの処分基準の 2 分の 1 の範囲で加重することができ、二つ以上の処分基準のうち警告が含まれている場合には警告を共に適用することができる。
- ロ. 違反行為の回数による加重処分の基準は、この 1 年間同じ違反行為により行政処分を受けた場合に適用する。この場合、期間の計算は違反行為に対する行政処分を受けた日とその処分後、再び同じ違反行為をして摘発された日を基準にする。
- ハ. ロ目に基づき加重された処分をする場合、加重処分の適用次数はその違反行為の前の処分の次数（ロ目による期間に処分が二つ以上あった場合には、高い次数のことをさす）の次の次数を適用する。
- ニ. 行政処分基準が警告の場合には、1 か月以上の期間を定めて改善することを通知し、その期間の間に違反行為が改善されなければ 2 次違反したこととみなす。
- ホ. 処分権者は違反行為に故意性がない単なる不注意や間違いによる場合、その処分を軽減することができる。この場合、その処分が業務停止の場合にはその処分基準の 2 分の 1 の範囲で軽減することができ、指定取消（法第 17 条第 3 項第 1 号による指定取消を除く）の場合には 3 か月以上の業務停止処分に軽減することができる。

2. 個別基準

違反事項	根拠となる条文	行政処分の基準			
		1 次違反	2 次違反	3 次違反	4 次以上違反
イ. 嘘やその他の不正な方法で診断機関の指定を受けた場合	法第 17 条第 2 項第 1 号	指定取消			
ロ. 産業財産診断を遂行する能力を失っている場合 1) 故意又は重大な過失により産業財産診断を不実	法第 17 条第 3 項第 2 号	業務停止 6 か月	指定取消		

に遂行して産業財産診断を適切に遂行することができないと認める場合 2) その他産業財産診断を円滑に遂行することができない事由が発生した場合		警告	業務停止 2 か月	業務停止 6 か月	指定取消
ハ. 法第 17 条第 1 項に基づく指定基準を満たせなくなった場合	法第 17 条第 3 項第 3 号	警告	業務停止 2 か月	業務停止 6 か月	指定取消

[別表 2]

罰金賦課の基準（第 16 条関連）

1. 一般基準

- イ. 違反行為の回数による罰金の加重された賦課基準は、この 1 年間同じ違反行為により罰金賦課の処分を受けた場合に適用する。この場合、期間の計算は、違反行為に対し罰金賦課の処分を受けた日と、その処分後、再び同じ違反行為をして摘発された日を基準にする。
- ロ. イ目により加重された賦課処分をする場合、加重処分の適用次数はその違反行為の前の賦課処分の次数（イ目による期間内に賦課処分が二つ以上あった場合には高い次数のことをさす）の次の次数を適用する。
- ハ. 賦課権者は次のいずれかに該当する場合には、第 2 号の個別基準による罰金の 2 分の 1 の範囲内でその金額を軽減して賦課することができる。但し、罰金の支払いを滞納している違反行為者に対しては適用しない。
 - 1) 違反行為が単なる不注意や間違いによるものだと認められる場合
 - 2) 違反行為者が法の違反状態について是正するか解消するために努力した事実が認められる場合
 - 3) その他違反行為の程度、違反行為の動機とその結果等を考慮して罰金額を減らす必要があると認められる場合

2. 個別基準

違反行為	根拠となる条文	罰金額（単位：万ウォン）		
		1 次違反	2 次違反	3 次以上違反

イ. 法第 17 条第 4 項を違反して産業財産診断機関又はこれと類似の名称を使用した場合	法第 31 条第 1 項 第 1 号	100	250	500
ロ. 法第 24 条第 7 項を違反して韓国特許情報院又はこれと類似の名称を使用した場合	法第 31 条第 1 項 第 2 号	100	250	500
ハ. 法第 25 条第 7 項を違反して韓国特許戦略開発院又はこれと類似の名称を使用した場合	法第 31 条第 1 項 第 3 号	100	250	500

改正理由

産業競争力を強化するために産業財産情報の管理及び活用促進に関する基本計画及び施行計画を策定し、公共・民間の研究開発の効率性を高めるために公開された産業財産情報を利用・提供することができるようにし、国の安全保障等と関連する技術の流出防止及び保護のために必要な場合、出願中の産業財産情報を特許庁長が利用するか、関係国家行政機関に提供できるようにする等の内容に「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」が制定（法律第 20200 号、2024 年 2 月 6 日公布、8 月 7 日施行）されることにより、産業財産情報の管理及び活用促進に関する基本計画・施行計画の策定手続き、公開された産業財産情報の利用・提供、国の安全保障等を目的に利用・提供する産業財産情報の内容及び手続き等、法律で委任する事項とその施行に必要な事項を定める目的である。

主要内容

- イ. 産業財産情報の管理及び活用促進に関する基本計画及び施行計画の策定手続き（第 2 条及び第 3 条）
特許庁長は関係中央行政機関別に産業財産情報の管理及び活用の計画に関する策定指針を作成し、関係中央行政機関の長はその指針に基づき計画を策定して特許庁長に提出するようにし、前年度施行計画の評価、当該年度の産業財産情報の管理及び活用促進の方向等が含まれた施行計画を毎年策定・施行する。
- ロ. 公開された産業財産情報の利用及び提供（第 7 条）
特許庁長が公開された産業財産情報を利用するか鄭居できる場合を、未来有望技術の発掘・移転に関する動向、科学・産業技術・デザイン分野に関わる研究者等の産業別の需要及び供給に関する情報等を調査・分析するために産業財産情報を利用するか、その調査・分析の結果を提供する場合等に定める。
- ハ. 国の安全保障等の目的としての産業財産情報の提供（第 8 条）

特許庁長は出願中の産業財産情報の中、国家戦略技術及び防衛産業技術等の技術に関連する産業財産情報を利用するか提供できるようにし、関係国家行政機関に国の安全保障等の目的として産業財産情報を提供する場合には情報の活用の目的及びセキュリティ性等を検討して提供するかどうかについて決める。

ニ. 産業財産診断機関の指定（第9条）

特許庁長は業務の遂行及びセキュリティに係る電算装備等の施設と、電気・電子、機械・金属等産業財産分野別の診断業務の遂行に必要な専門性を持つ人材を備えた国立研究機関等を産業財産診断機関として指定することができる。

<法制処提供>

1-6 【法案提出】 弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2202604）

議案情報システム（2024.8.7.）

議案番号：2202604

提案日：2024年8月7日

提案者：キム・ジョンホ議員（共に民主党）外10人

提案理由及び主要内容

現行法では、弁理士は特許、実用新案、意匠又は商標に関する事項の訴訟代理人になることができると定めているが、法律の解釈上、特許侵害訴訟等民事訴訟では訴訟代理権が認められていない。憲法裁判所においても弁理士に認める訴訟代理の範囲は審決取消訴訟に限り、弁理士に特許侵害訴訟等における訴訟代理権は認めないと判示（2012年8月23日宣告。2010헌마740）したことがある。

しかし、最近、複雑な技術内容の特許権等、知的財産権侵害訴訟の特性から考えて特許権侵害訴訟等民事訴訟においても弁理士による訴訟代理が必要だとの意見が提起されている。また、海外の事例をみると、欧州や日本においても弁理士による特許権侵害訴訟等に対し訴訟代理権を認めているため、それを参考にして韓国においてもこのような弁理士による訴訟代理制度を採用する必要があるとの意見も提起されている。

従って、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権の侵害に関わる民事訴訟において弁理士が同一の依頼人から受任している事件に限り、弁理士も訴訟代理人になることを認め、民事訴訟の代理人になる弁護士に対しては訴訟実務等、大統領令で定める教育を履修して法律的な専門性を備えるように求め、知的財産権をさらに手厚く保護し、これにより産業発展に寄与する目的である（案第8条第2項から第4項まで新設）。

法律第 号

弁理士法の一部改正法律案

弁理士法の一部を次のように改正する。

第8条題目の外の部分を第1項に改め、同条に第2項から第4項までをそれぞれ次のように新設する。

- ②第1項にも関わらず、弁理士は、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権の侵害に関わる民事訴訟において弁理士が同一の依頼人から受任する事件に限り、その訴訟代理人になることができる。
- ③第2項に基づき訴訟代理人になる弁理士が裁判期日に出席する場合には弁護士も共に出席しなければならない。
- ④第2項に基づき訴訟代理人になる弁理士は訴訟実務等大統領令で定める教育を履修しなければならない。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1-7 【公布】産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律施行規則の制定令（産業通商資源部令第570号）

電子官報（2024.8.7.）

産業通商資源部令第570号

産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律施行規則の制定令を次のとおり公布する。

2024年8月7日

産業通商資源部長官

産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律施行規則の制定令

第1条（目的） この規則は「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」及び同法施行令で委任した事項とその施行に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（電子化対象の書類）①「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」（以下、「法」とする）第12条第2項で「産業通商資源部令で定める産業財産文書」とは、特許庁長又は特許審判院長に書面で提出された書類の中、電子化できる書類のことを指す。但し、次の各号の書類を除く。

1. 「特許法」第41条第1項に基づく秘密取扱命令を受けた場合、それに関する書類
2. 「特許法施行規則」第9条の4第2項の前段に基づく別紙第7号書式の電子文書添付書類等物件提出書（電子文書を電子的記録媒体に収録して提出する場合に限る）
3. 「特許法施行規則」第117条第2項に基づく別紙第58号書式の「特許法」第214条第1項に基づく決定申請書
4. 「特許法施行規則」第120条第1項に基づく別紙第19号書式の証明申請書（取消申請事実、審判請求事実、取消決定確定事実、審決確定事実、審決文謄本送達及び決定文謄本送達の証明を申請する場合に限る）
5. 「特許法施行規則」第120条第1項に基づく別紙第29号書式の発行申請書〔書類謄本（抄本）の発行申請に限る〕

②特許庁長又は特許審判院長は、産業財産に関する手続きを効率的に処理するために必要だと認める場合には「特許法」第28条の3第1項、「実用新案法」第3条、「デザイン保護法」第30条第1項、「商標法」第30条第1項に基づき電子文書で提出された書類についても法第12条第1項に基づき再び電子化することができる。

第3条（電子化した内容の通知及び訂正申請）①特許庁長又は特許審判院長は、法第12条第2項に基づき次の各号のいずれかに該当する書類を電子化した場合には、その電子化した内容を産業財産の出願人又はその他産業財産に関する手続きを行う者（以下、「出願人等」とする）に通知しなければならない。

1. 次の各目の出願書
 - イ. 「特許法施行規則」第21条第1項に基づく別紙第14号書式の特許出願書
 - ロ. 「実用新案法施行規則」第3条第1項に基づく別紙第1号書式の実用新案登録出願書
 - ハ. 「デザイン保護法施行規則」第35条第1項に基づく別紙第3号書式の意匠登録出願書
 - ニ. 「商標法施行規則」第28条第2項に基づく別紙第3号書式の商標登録出願書
2. 補正書（「特許法」に基づく特許に関する手続き及び「実用新案法」に基づく実用新案に関する手続きの場合、明細書等補正書に限り、「デザイン保護法」に基づく意匠に関する手続きの場合、図面等補正書に限る）
3. その他特許庁長や特許審判院長が電子化した内容の確認が必要だと認める書類

②第1項に基づく通知を受けた出願人等は電子化した内容が書面で提出した内容と異なる場合には、その通知を受けた日から30日以内に別紙第1号書式の電子化内容の訂正申請書を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

第4条（産業財産文書の電子化業務の委託）①法第12条第5項で「産業通商資源部令で定める施設及び人材」とは、次の各号の基準のことをいう。

1. 施設の基準
 - イ. 出願中の産業財産に関する秘密保持に適合したセキュリティインフラを備え

ること

ロ. データ入力装置、データ保存装置等、法第1条第1項に基づく産業財産文書の電子化業務（以下、「産業財産文書の電子化業務」とする）を効率的に遂行するために適合した装置を備えること

2. 人材の基準

イ. 電算情報処理分野で業務を遂行した経験が5年以上の人1名以上を保有すること

ロ. 役職員の中「弁理士法」第2条に基づく業務を遂行する他の機関の役職員を兼ねる人又は「弁理士法」第5条に基づき登録した弁理士がないこと

②法第12条第5項に基づき産業財産文書の電子化業務の委託を受けようとする者は、申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。この場合、特許庁長は「電子政府法」第36条第1項に基づく行政情報の共同利用を通じて法人登記事項証明書を確認しなければならない。

1. 事業計画書（作業手続き図を含む）
2. 事業実績書（類似の業務を遂行した経験がある場合に限る）
3. 装置及び専門人材の保有現況に関する記述書
4. 申請日の属する会計年度の前年度の財産目録及び財務状態表

③特許庁長は産業財産文書の電子化業務の効率的な遂行のために必要だと認める場合には、二つ以上の機関又は団体に対し産業財産文書の電子化業務の委託をすることができる。

④第3項に基づく申請書及び産業財産文書の電子化業務の委託に必要な細部事項は特許庁長が定めて告示する。

第5条（産業財産文書電子化機関の業務規定）法第12条第5項に基づき産業財産文書の電子化業務を委託された機関又は団体（以下、「電子化機関」とする）は次の各号の事項が含まれた産業財産文書の電子化業務に関する業務規定を定めて特許庁長の承認を得る必要がある。これを変更する場合にも同様である。

1. 産業財産文書の電子化業務の実施方法及び処理手続きに関する事項
2. 産業財産文書の電子化業務に関する台帳・書類及び資料の保存に関する事項
3. 産業財産文書の電子化業務に関して知った秘密の保持に関する事項
4. その他産業財産文書の電子化業務に関して必要な事項

第6条（産業財産診断機関の指定）①「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律施行令」（以下、「令」とする）第9条第1項で「産業通商資源部令で定める産業財産診断機関指定申請書」とは、別紙第2号書式の産業財産診断機関指定申請書のことを指す。

②令第9条第4項で「産業通商資源部令で定める産業財産診断機関指定書」とは、別紙第3号書式の産業財産診断機関指定書のことを指す。

附 則

第1条（施行日） この規則は2024年8月7日から施行する。

第2条（他の法令の改正） ①特許法施行規則の一部を次のように改正する。

第120条の3、第120条の4、第120条の6及び第120条の7をそれぞれ削除する。

別紙第59号書式を削除する。

②実用新案法施行規則の一部を次のように改正する。

第17条第1項の中「第120条の2から第120条の7まで」を「第120条の2、第120条の5及び」に改める。

③デザイン保護法施行規則の一部を次のように改正する。

第96条から第99条までをそれぞれ削除する。

④商標法施行規則の一部を次のように改正する。

第96条から第99条までをそれぞれ削除する。

改正理由及び主要内容

1. 制定理由

産業財産除法の管理及び活用を促進するために特許庁長は、産業財産の出願、審査、審判再審及びその他の手続きにおいて提出又は生成された文書を電子化する業務等ができるようにし、産業財産診断機関を指定することができるように定める等の内容に「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」（法律第20200号、2024年2月6日公布、8月7日施行）及び同法施行令（大統領令第34809号、2024年8月6日公布、8月7日施行）が制定されることにより、産業財産文書の電子化対象の書類、産業財産文書の電子化業務の委託基準及び産業財産診断機関指定申請書・指定書の書式を定める等、法律及び大統領令に委任した事項とその施行のために必要な事項を定める目的である。

2. 主要内容

イ. 産業財産文書の電子化対象の書類（案第2条）

特許庁長が電子化することができる産業財産情報に関わる文書を「特許法」に基づく特許出願の発明について秘密取扱命令を受けた場合の関連書類、電子文書添付書類等物件提出書及び特許取消申請事実等の証明申請書等に定める。

ロ. 産業財産文書の電子化業務の委託基準（案第4条）

特許庁長は出願中の産業財産に関する守秘保持に適合したセキュリティ施設を備え、電算情報処理分野で業務を遂行した経験が5年以上の人1名以上を保有する等の基準に適合した機関又は団体に対し産業財産文書の電子化業務を委託することができる。

ハ. 産業財産診断機関指定申請書及び指定書（案第6条）

産業財産診断機関の指定を受けようとする者が特許庁長に提出しなければならない産業財産診断機関の指定申請書と、特許庁長が産業財産診断機関を指定した場合、発行しなければならない産業財産診断機関の指定書の書式を定める。

1-8 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2202723）

議案情報システム（2024.8.12.）

議案番号：2202723

提案日：2024年8月12日

提案者：クオン・ヒャンヨプ議員（共に民主党）外18人

提案理由

最近、半導体、二次電池等先端産業分野で技術的優位を占めるための国家間の競争が激しくなっている中、技術流出問題が深刻化し、オンラインによる海外への技術奪取が増加している。

国家コア技術を含む産業技術を海外へ流出して摘発された件数は2019年14件、2020年17件、2021年22件、2022年20件、2023年23件である。

しかし、現行法では、国家コア技術又は産業技術の流出・侵害行為の禁止に関する罰則の規定を設けているが、違反行為の嚴重さに比べて軽い処罰が下されている。

2017年から2021年まで産業技術保護法の違反で処理された第一審の有罪判決の中、有期懲役（実刑）が宣告された事件は6.2%に過ぎない一方、無罪と執行猶予は74.1%と、多くの場合軽い量刑が宣告されているため、処罰の水準を高めて産業技術流出犯罪の深刻さを認識させる必要性が提起されている。

従って、産業技術流出犯罪において議会への報告義務、目的犯ではなく故意犯に対する処罰規定の確立、民事的救済強化等を法律で定めて処罰の法的執行力を強化する目的である。

主要内容

イ. 裁判所は産業技術侵害行為の禁止等を請求する訴訟が提起された場合、原告の申請により、一時的に産業技術侵害行為により作られた物件の差押えやその他の必要な措置を命ずることができる（案第14条の2第4項の新設）。

ロ. 産業通商資源部長官は関係中央行政機関の長と協議を経て産業技術の流出現況及び是正方策等に関する報告書を毎年2回、国会所管の常任委員会に提出する（案第17条の2の新設）。

- ハ. 国家コア技術を外国で使用するか使用されることを承知しながらも当該行為をした者に対し65億ウォン以下の罰金を科す（案第36条第1項）。
- ニ. 産業技術を外国で使用するか使用されることを承知しながらも該当行為をした者に対し30億ウォン以下の罰金を科す（案第36条第2項）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第14条の2に第4項を次のように新設する。

④裁判所は第1項及び第2項に基づく産業技術侵害行為の禁止等を請求する訴訟が提起された場合、原告の申請により、一時的に産業技術侵害行為により作られた物件の差押えやその他の必要な措置を命ずることができる。

第17条の2を次のように新設する。

第17条の2（国会への資料提出）①産業通商資源部長官は関係中央行政機関の長と協議を経て産業技術の流出現況及び是正方策等に関する報告書を毎年、定期国会の開会前までに国会所管の常任委員会に提出しなければならない。

②第1項に基づく報告内容等、必要な事項は大統領令で定める。

第36条第1項の前段の中「使用させる目的に」を「使用されることを承知しながらも」に改め、同項の後段の中「15億ウォン」を「65億ウォン」に改め、同条第2項の中「使用させる目的に」を「使用されることを承知しながらも」に、「15億ウォン」を「30億ウォン」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（差押えに関する適用例）第14条の2第4項の改正規定は、この法律の施行以降、産業技術侵害行為の禁止を請求する訴訟が提起された場合から適用される。

1-9 【公布】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部改正令（大統領令第34830号）

電子官報（2024.8.13.）

國務會議の審議を経た不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2024年8月13日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員兼産業通商資源部長官 アン・ドクグン

大統領令第 34830 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部改正令

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第1条の6を次のように新設する。

第1条の6（資料閲覧の要求等）①法第7条の2第1項で「調査の両当事者又は代理人等、大統領

令で定める者」とは次の各号の者を指す。

1. 法第7条に基づく調査の両当事者
2. 第1号に該当する者の法定代理人
3. 第1号に該当する者の弁護士
4. 第1号に該当する者と「民法」第777条に基づく親族関係にある者であって特許庁長が定めて告示する者

②法第7条の2第1項に基づき法第7条に基づく調査に関連する資料の閲覧又は複写を要求する者は、特許庁長が定めて告示する申請書を特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・郡庁長に提出しなければならない。

③特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第2項に基づく申請書の記載事項に不備があるか、添付書類に不備があった場合、申請人に対し補完するよう求めることができる。

④特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、当該の調査を行ったか、行っている特許庁又は地方自治団体で第2項に基づく資料の閲覧又は複写することを認めることができる。この場合、特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、複写を要求する者に対し実費の範囲でその費用を負担させることができる。

⑤第1項から第4項まで定めた事項の他に第2項に基づく申請書の添付書類、閲覧又は複写の手続き及び方法等に関して必要な細部事項は特許庁長が定めて告示する。

第2条の題目「(是正勧告の方法等)」を「(是正勧告及び是正命令の方法等)」に改め、同条第1項各号の外の部分の中「是正勧告」を「是正勧告・是正命令及び同条第4項に基づく是正勧告」に改め、同項第1号及び第2号の中「是正勧告」をそれぞれ「是正勧告・是正命令」に改め、同条第2項の中「是正勧告」を「是正勧告・是正命令を」に、「是正勧告の」を「是正勧告・是正命令の」に改め、同条に第4項を次のように新設する。

④第1項から第3項まで定めた事項の他に是正勧告・是正命令の手続き及び方法等に

関して必要な細部事項は特許庁長が定めて告示する。

第2条の2第1項各号の外の部分の中「法第8条第2項」を「法第8条第2項及び同条第4項の前段」に改め、同項第4号の中「是正勧告」を「是正勧告・是正命令」に改める。第3条第1項から第3項までの中「是正勧告」をそれぞれ「是正勧告、是正命令」に改める。

別表4第2号の違反行為欄の口目をハ目に改め、同号に口目を次のように新設する。

ロ. 法第8条第1項の是正命令を正当な事由なしに履行しなかった場合	法第20条第1項第1号の2	300	600	1,200
-----------------------------------	---------------	-----	-----	-------

附 則

この令は2024年8月21日から施行する。

改正理由及び主要内容

不正競争行為等の調査の当事者が特許庁長等に対し不正競争行為の確認等のための調査に関連する資料の閲覧又は複写を要求することができる根拠を設け、特許庁長は不正競争行為等をした者が違反行為の中止等の是正命令を履行しなかった場合、2千万ウォン以下の罰金を科す等の内容に「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」が改正（法律第20321号、2024年2月20日公布、8月21日施行）されることにより、不正競争行為等に対する調査に関連する資料の閲覧又は複写を要求できる者を不正競争行為等の調査の両当事者及び法定代理人等に定め、特許庁長の是正命令を正当な事由なしに履行しなかった者に対しては違反の回数によって1回違反時に3百万ウォン、2回違反時に6百万ウォン及び3回違反時に1千2百万ウォンの罰金を科すようにする等、法律で委任された事項とその施行に必要な事項を定める目的である。

<法制処提供>

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、AI基盤特許審査業務支援サービスの開発に向けた事業着手の報告会を開催

韓国特許庁（2024.8.1.）

審査情報Q&AのAIチャットボット、審・判決文の検索、意見書の要約サービスなど12月採用予定

【審査情報 Q&A AI チャットボットの回答例】

(1 段階) 回答生成の要請

「出願人が既に公開されている発明を出願し、その出願書に公知例外主張の趣旨※を記載していないが、当該発明が審査の対象になるのか？」

(2 段階) 特許審査データの検索

(3 段階) 回答生成

「審査の対象になります。出願時に公知例外主張の記載に漏れがあった場合、2015 年 7 月 29 日以降出願された特許・実用新案の出願については出願以降にも明細書の補正可能期間および特許査定後の設定登録前（最長 3 か月）までは補充することができます。

（根拠：特許法第 30 条第 3 項）」

※公知（公開）された発明は、特許要件である新規性を喪失しているが、「公知例外適用」制度（日本の「新規性喪失の例外規定」に当たる）により、出願書に公知例外主張の趣旨を記載するなど要件を満たせば、新規性を喪失していないこととみなす

韓国特許庁は 8 月 1 日木曜日、株式会社ソルトラックス本社（ソウル市松坡区所在）にて超巨大人工知能（AI）基盤特許審査業務支援サービスの開発に向けた報告会を開くと発表した。

今回の報告会は、デジタルプラットフォーム政府委員会と科学技術情報通信部が主管し、韓国知能情報社会振興院（NIA）が主催する「2024 年超巨大人工知能（AI）基盤サービスの開発支援事業」の一環として行われる。

特許庁は、公共部門における人工知能（AI）の日常化とデジタルプラットフォーム政府の実現を加速化するために行われる今回の事業に、株式会社ソルトラックス、GenIP とコンソーシアムを組んで事業応募に参加し、10 倍以上の競争を勝ち抜いて選ばれた。

報告会には、イ・インス特許庁産業財産情報局長、株式会社ソルトラックスのキム・ミンジョン副社長、株式会社 GenIP のチョン・ジョング代表などが参加する。報告会では、超巨大人工知能（AI）基盤特許審査業務支援サービスの開発に関する詳細な事業内容を発表し、コンソーシアムの各機関の協力策について話し合う考えだ。

【特許庁、人工知能を活用する特許審査業務支援サービスの具現…正確性、効率性の向上に期待】

特許審査業務支援サービスは、各法令と特許庁の審査基準、条文の開設、相談事例集、出

願人の意見書などの特許データと株式会社ソルトラックスが開発した大規模言語モデル Luxia を組み合わせて具現化する。

これにより、人工知能（AI）が審査官に対し特許審査に関する情報をその出典元も含めて素早く提供することで、審査の正確さと効率性を高めることができると期待される。

【審査情報 Q&A の AI チャットボット、審・判決文の検索、意見書の要約サービスなど 12 月採用予定】

主な開発内容は、▲審査官からの審査に関わる質問に対し回答を提供する審査情報 Q&A サービス、▲審判官の判断を支援するための AI 審・判決文の検索サービス、▲特許検索式を推奨する AI 特許検索サービス、▲審査手続き上で提出された出願人による意見書の要約サービスである。

特許庁は開発とテストを経て今年 12 月に超巨大人工知能（AI）基盤特許審査業務支援サービスを提供する計画だ。

特許庁の産業財産情報局長は「出願件数の増加、技術発展による審査業務の難易度上昇などにより、審査業務への負担が高まっている」とし、「今後も人工知能（AI）を活用して審査業務の環境を改善し、審査の効率性を図ることで、韓国企業が迅速に特許権を確保して競争力を高めていけるよう支援していく」と述べた。

2-2 韓国特許庁、「2024 韓国・WIPO スタートアップ向け知的財産教育カリキュラム」を実施

韓国特許庁（2024. 8. 2.）

40 か国の若者世代に K(韓国) 知財を発信する

韓国特許庁は 8 月 5 日月曜日から 16 日金曜日まで、オンラインおよび国際知識財産研修院（大田市儒城区所在）にて 40 か国の若い世代の知的財産の競争力強化に向けて「2024 韓国・WIPO※スタートアップ向け知的財産教育カリキュラム（Summer School on Start-up）」を実施すると発表した。

※WIPO：世界知的所有権機関（World Intellectual Property Office）

このカリキュラムは、特許庁が WIPO と協力して 2008 年から開設・運営しているもので、世界各国の大学生および若年層を対象に知的財産権の全般に関する知識や知財の重要性

を発信することを目的とする。2023年まで約120か国の611人が参加し、世界の知的財産格差の解消に貢献してきた。

今年のカリキュラムは、アジア、アフリカ、南アメリカ、ヨーロッパなど計40か国の123人の受講生を対象に行われる。1週目（8月5日～9日）にはオンライン（ZOOM）上で基礎教育を行い、2週目（8月12日～16日）には参加者の中で韓国に滞在中の約20人が国際知識財産研修院で知的財産の検索やディスカッションなど実習型対面授業を受ける予定だ。

今年のカリキュラムは「スタートアップと知的財産（IP）」というテーマで、▲スタートアップ向け知財ポートフォリオの作成、▲知財を活用したファンディング、▲ブランド価値の創出と保護戦略など、ビジネスの初期段階で必要な知的財産に関する知識と基礎内容が盛り込まれている。

特許庁の国際知識財産研修院長は「今回のカリキュラムが世界の若者世代の知財への理解を深め、ビジネスの初期段階で知財を有効に活用できる情報を提供する機会になると思う」とし、「今後も特許庁は、知的財産について体系的に学習し、実際に生活にも適用できる能力を育てるために教育カリキュラムを開発していく」と述べた。

2-3 韓国特許庁、チュニジア特許庁の高位公務員を対象に招待研修を実施

韓国特許庁（2024.8.5.）

チュニジアに韓国の特許ネットのインフラを輸出するなど、情報化に向けた協力について議論

韓国特許庁は8月5日月曜日から9月金曜日までチュニジア特許庁長など高位公務員を招待して高官級会合および研修を行い、両国間の情報化協力を進めると発表した。これまでのARIPO※（アフリカ広域知的財産機関）、エジプトとの協次に次ぎ、チュニジアに韓国の特許行政システム（以下、「特許ネット」）を普及することで、アフリカ地域と特許行政情報化に関わる協力の範囲を広げるきっかけになると期待される。

※African Regional Intellectual Property Organization

今回の高官級会合および招待研修は、韓国国際協力団（KOICA）事業（約373万ドル）により進めている「特許ネット情報システム開発事業（2023年～2027年）（以下、チュニジア情報化事業）」の一環として行われる。「チュニジア情報化事業」は、▲チュニジアにおける特許ネットの構築およびメンテナンス、▲公務員の業務能力強化に向けたセミ

ナーの開催、▲特許ネットの構築に必要な器材の調達などである。

韓国キム・ワンギ特許庁長は8月6日火曜日、政府大田庁舎（大田市西区所在）にてチュニジア特許庁長（Mr. Nafaa BOUTITI）と長官会合を開き、韓国特許庁の情報化状況について紹介する。その後、韓国・チュニジア高官級会合では両国の知財権や情報化に向けた協力方策について話し合う。

チュニジア特許庁長には研修期間の間、韓国の知財に関するノウハウや情報化の経験について共有し、韓国企業の研究団地を訪問（8月8日、LGサイエンスパークにあるLGイノベーションギャラリー）して韓国の技術発展を紹介する考えだ。

韓国特許庁長は「チュニジア情報化事業は、韓国の特許ネットを7番目に輸出するもので、韓国のプレゼンスを高める非常に意義のあることだと思う」とし、「チュニジア情報化事業を機により多くの国に韓国の特許行政のノウハウを伝えることができるよう努力していく」と述べた。

※モンゴル（2010年）、アゼルバイジャン（2011年）、ARIPO（2013年）、UAE（2016年）、パラグアイ（2019年）、エジプト（2019年）

2-4 「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」が8月7日から施行される 韓国特許庁（2024.8.6.）

海外への技術流出防止、特許情報のビッグデータ化による重複研究の防止、世界の最新技術動向の把握など効率化を図る

国の安全保障に関わる技術流出の防止および効率的な産業財産戦略の策定などに向けて世界の5.8億件の特許情報を戦略的に活用できる法的根拠を明示した産業財産情報法が8月7日（水曜日）から運用される。

韓国特許庁は、産業財産情報の収集・生成、整備、管理、活用の全般にわたる内容を定めた「産業財産情報の管理及び活用促進に向けた法律（以下、「産業財産情報法」）が8月7日水曜日から施行されると発表した。

特許庁が保有している世界5.8億件の特許情報（商標・意匠の情報を含む）は、研究開発（R&D）の重複防止および産業・経済・安全保障に関する主要話題の分析、国家政策および企業の経営戦略策定などに戦略的に活用することができる非常に重要な情報である。

※特許情報確保の推移（件）：（2020年）4.8億→（2022年）5.3億→（2023年）5.8億

しかし、このように膨大に特許情報が蓄積されているにもかかわらず、これまで活用できる法的根拠が不十分であったため、特許情報を積極的に活用することが難しかった。

産業財産情報法には、①国家安保・技術流出防止を目的とする産業財産情報の提供、②技術・産業への支援を目的とする産業財産情報の分析・活用、③特許情報インフラの構築などが盛り込まれている。

【国家安保・技術流出防止に向けた国家行政機関間の協力体系の構築】

まず、産業財産情報法が施行されることにより、国家安保に関わる技術の流出を防止するために、出願中の特許情報を分析・活用できる根拠を設け、分析結果を国家行政機関に提供するなど、技術保護に向けて機関間の協力体系を構築することができるようになる。

これまでは出願後 18 か月が経過した、公開されている特許のデータのみを活用できたため、最新技術の分析や他の機関への情報提供には限界があった。しかし、「産業財産情報法」の制定により、技術安保に関わる緊急な案件に即時に対応することができるとみられる。

【特許情報ビッグデータ化による効率的な産業財産戦略策定への支援】

研究開発（R&D）・産業支援に向けて特許情報をビッグデータ化し、韓国企業・研究者などに発明者情報（公開情報）を含む特許情報を収集することができるようになる。

これにより、特許情報を加工・分析して世界の技術動向を適時に把握し、重複研究を防止するなど、効率的な産業財産戦略の策定ができるようになる。

また、特許情報システム・データベースの構築および情報化事業の根拠を設けるなど、特許情報に関わるインフラを構築することで総合的かつ体系的な管理が可能になる。

【産業財産情報活用政策の発掘・制度的基盤づくりに向けた基本計画の策定】

また、特許庁は産業財産情報法の施行に合わせて特許情報の戦略的分析・活用に向けたさまざまなデータの構築、技術流出の防止および保護、産業財産情報活用への支援などを盛り込んだ産業財産情報活用に関する基本計画も年内に立てる予定だ。

そのため 6 月には産業界・学界など外部の専門家からなる産業財産情報活用基本計画の

策定推進団を立ち上げ、関連部処、特許情報サービス企業、出願人・発明者など各界各層からさまざまな意見を取り集めて基本計画を立てる考えだ。

特許庁の産業財産情報局長は「産業技術の流出・侵害の問題が相次いでいる中、産業財産情報法の施行を機に、特許情報を活用して韓国企業の技術セーフティネットを構築し、韓国企業・研究機関が優秀な特許をより多く生み出すことができるようサポートしていく」と述べた。

2-5 韓国特許庁、「特許基盤 IPR&D 事業」を通じて成果を上げた企業を訪問

韓国特許庁 (2024. 8. 6.)

株式会社ハニルハイテク、特許基盤 R&D 戦略支援事業による成果で極低温ベアリングの
韓国初国産化に成功

韓国特許庁は 8 月 6 日火曜日、産業現場で有効に活用できる知的財産政策を進めるために、素材・部品・装置専門企業である「株式会社ハニルハイテク（京畿道華城市所在）」を訪問した。

今回の企業訪問は、特許庁が支援する「特許基盤研究開発の戦略支援事業（IP-R&D）」の成果を振り返り、有効な知的財産政策による支援方法を考える趣旨である。

同社は、半導体、ディスプレイなど先端産業分野で使われる素材・部品の専門企業で、今回の「IP-R&D」事業を通じて取得した技術を実際の製品開発に採用して韓国で初めて LNG ポンプ用極低温ベアリング※の国産化に成功した。開発した製品は韓国ガス公社と協力して世界最大規模の平沢（ピョンテク）LNG 生産基地で実装に成功し、産業通商資源部が指定する革新製品に選ばれ、全国の LNG 生産基地に採用される予定だ。このような経験を基に、同社は宇宙発射体・探査ローバーに使われる特殊環境用（高温、極低温、極真空）先端ベアリングの開発に挑戦する考えだ。

※LNG 輸送（船舶）・貯蔵（基地）に使われる LNG ポンプの軸を回転させる役割をし、-163℃の極低温の環境で高速回転（約 3,600rpm）、高圧（7Mpa）に対応できる

懇談会で特許庁は、特許基盤の研究開発戦略の支援事業（IP-R&D）と新しく施行される（2024 年 8 月 7 日）産業財産情報法※の内容など特許庁の支援政策・制度について説明し、企業側から知的財産に関する相談を聞いた。

※「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」（2024 年 2 月 6 日制定、8 月 7 日施行）

特許庁長は「特許ビッグデータの分析に基づいた研究開発が特許の活用に関する不確実性を解消し、韓国で初めて極低温 LNG ポンプ用ベアリングの早期国産化を図ったカギとなったと思う」とし、「特許庁は先端戦略技術の確保とコア特許の先取りに向け特許データを活用したさまざまな支援を大幅に拡大していく」と述べた。

2-6 韓国特許庁、「2024 青少年発明フェスティバル」を開催

韓国特許庁 (2024. 8. 7.)

科学都市の「大田」で初めて開かれる最大規模の青少年発明イベント

青少年の創造力と楽しさで溢れる発明・創意力フェスティバルが開かれる。

韓国特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する「2024 青少年発明フェスティバル」が8月8日（木曜日）から10日（土曜日）まで3日間、大田コンベンションセンター（大田市儒城区所在）にて開かれる。

青少年発明フェスティバルは優秀なアイデアを発掘し、青少年に発明文化を普及させるために開かれる韓国最大規模の青少年向け発明イベントである。今年は、科学都市と呼ばれる大田広域市と協力して大田では初めての開催となる。

フェスティバルは8月8日（木曜日）11時に開幕式が始まり、「第37回大韓民国青少年発明展示会」、「第26回全国教員発明品コンテスト」の授賞式（8月8日）、「大韓民国青少年創意力チャンピオン大会」の本選大会（8月8日～10日）、授賞式（8月10日）などが開かれる。

①第37回大韓民国青少年発明展示会には、計6,256件の作品が応募され、そのうち160件に賞を授与する。

大統領賞には集中豪雨によりマンホールが噴出されて事故につながることを防止する「水圧を利用したカバー噴出防止のマンホール」を出品したユン・ギュビン（樂園（ナグォン）中学校1年生、13歳）、国務総理賞には「絞って使い回す携帯用雨滴取り機」を出品したホン・スンア（孝洞（ヒョドン）小学校5年生、11歳）、「テンセグリティ構造を利用した防災用ベビーベッド」を出品したチョン・テヒョン（汶山（ムンサン）中学校2年生、14歳）が選ばれた。

②第26回全国教員発明品コンテストには「歩行のリハビリ用人工知能ロボット（You Can

Walk) 」を出品したイ・マンジェ教師（慶山東部（キョンサンドンブ）小学校、38歳）が金賞（教育部長官賞）を受賞する。

③イベント開催中の中、小・中・高の生徒がチームを作り、創意力を競い合う 2024 大韓民国青少年創意力チャンピオン大会の本選大会が開かれ、最終日の 8 月 10 日（土曜日）に授賞式が開かれる。

イベントの 3 日間、大韓民国青少年発明展示会、全国教員発明品コンテストの展示会も開かれる。また、イベントに参加した生徒、保護者、教員の皆が楽しめる創意発明体験ブース、大田革新技術公報館、発明講座など地域と連携してさまざまな発明体験ができるプログラムを実施する計画だ。訪問・体験時間は 10 時から 17 時までで、無料で入場できる。

※（創意発明教育の公報ブース）広域発明教育支援センター、移動式発明教育、次世代英才企業家教育院、知的財産重点大学の教育情報館など

※（発明体験プログラム）発明バース、木工機械の体験、発明教育センターの 1DAY 講座など

特許庁長は「青少年発明フェスティバルは、青少年の溢れるアイデアを発明に発展させていく中で問題解決力、創意力、協働力を育むことができる大切な機会だ」とし、「特許庁は知的財産で溢れる未来経済をリードする主役である青少年が創造力のあるアイデアを使って夢を広げられる環境づくりに全力を尽くす」と述べた。

2-7 国際知識財産研修院、ネイバーと EC プラットフォームの出店者向け知財教育・懇談会を実施

韓国特許庁（2024.8.7.）

「特許庁と共に知的財産を守る」というテーマの懇談会も実施

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、韓国 IT 大手ネイバーの教育センターと 8 月 7 日水曜日、ネイバースクエア駅三（ヨッサム）（ソウル市江南区所在）にて EC プラットフォームの出店者を対象に知的財産紛争の対応に関する実務教育および懇談会を開くと発表した。

今回の教育は、特許庁がネイバーと共にネイバースマートストアなど電子商取引プラットフォーム上で発生する知的財産権をめぐる紛争を防止するために開発を進めている、出店業者向け知的財産教育カリキュラムの一環として行われる。

教育は「ネイバー自らコマーススクール※」に参加している出店業者のうち、優秀な受講生 35 名を対象に行われる。教育では、電子商取引プラットフォーム上で多く発生している紛争の種類、権利侵害の予防および紛争解決手続きなどの事例について詳しく紹介する。

※小規模事業者のオンラインビジネスの競争力強化に向けた教育プログラム

教育終了後には「特許庁と共に知的財産を守る」というテーマで特許庁国際知識財産研修長がリードする懇談会が行われる。特許庁は EC プラットフォームの出店業者から意見や相談を聞き、その内容を知的財産制度やシステムの改善に活用していく考えだ。

特許庁の国際知識財産研修院長は「EC プラットフォームの出店業を行う上で知的財産保護の側面から注意すべきところが多く、出店業者を対象にする教育は非常に重要である」とし、「今回の教育と懇談会が出店業者にとって知財への理解を高めるきっかけになることを期待し、特許庁は知財関連の教育システムを引き続き改善していく」と述べた。

一方、今年 9 月からは EC プラットフォームの出店業者向け知財教育コンテンツである「知的財産権実践ガイド」を「国家知識財産教育ポータル※」および「ネイバービジネススクール※※」にて常時公開する計画であり、各ウェブサイトアクセスし無料で受講できる。

※国民向け無料知的財産 e ラーニングウェブサイト (www.ipacademy.net)

※※ ネイバープラットフォームを利用する事業者向け教育ウェブサイト (bizschool.naver.com)

2-8 韓国特許庁、「産業財産情報法」の施行を機に知財サービス企業と懇談会を開催 韓国特許庁 (2024. 8. 8.)

知財情報サービス企業側の意見や相談を政策に積極的に反映していく

韓国特許庁は 8 月 8 日木曜日、特許庁ソウル事務所 (ソウル市江南区所在) にて知的財産サービス企業※と懇談会を開くと発表した。

※先行特許の検索、調査・分析、コンサルティングなど知的財産データを活用したサービスを提供する企業

今回の懇談会は、知的財産サービス企業を対象に「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律 (以下、「産業財産情報法」)」の施行 (2024 年 8 月 7 日) による立法の趣旨と主要内容について紹介し、企業側の意見を積極的に聞くためである。

特許庁は今回の懇談会で知的財産サービス企業に関わる産業財産情報法の主要内容について説明し、需要や活用度が増加傾向※にある産業財産情報に関する今後の普及計画を紹介する考えだ。

※特許情報の利用機関：（2021年）336か所→（2022年）418か所→（2023年）481か所
（年平均20%増）

特許情報の商品活用：（2021年）2,326件→（2022年）2,881件→（2023年）3,729件
（年平均27%増）

また、懇談会では、知的財産サービス企業側から産業財産情報データベースへの需要、産業財産情報に関わる人材育成の方策、産業財産情報への認識向上および民間産業財産情報サービスの開発・常用化に関する意見などを取りまとめる考えだ。

特許庁の産業財産情報局長は「今後も知的財産サービス企業と緊密かつ継続的な意見交換を重ねることで、企業側の悩みを解消できるような政策を積極的に考えていきたい」とし、「今回の懇談会で出されたさまざまな意見を積極的に反映して多くの企業が実感できるような政策的・制度的な改善が行われるよう努力する」と述べた。

2-9 韓国特許庁、「2024大韓民国青少年創意力チャンピオン大会」の授賞式を開催

韓国特許庁（2024.8.12.）

大田コンベンションセンターで初めて「青少年創意力チャンピオン大会」の本選大会を開催

韓国特許庁が主催する「2024大韓民国青少年創意力チャンピオン大会」の本選大会で小学生部門「K-オリョンイ」チーム（クモ（金湖）小学校）、中学生部門「チャプチェ」チーム（チンミョン（晋明）女子中学校）、高校生部門「ウリオトム」チーム（クァンヨン（光栄）高等学校）が大賞を受賞した。

特許庁は8月10日土曜日、大田コンベンションセンター（大田市儒城区所在）にて「2024大韓民国青少年創意力チャンピオン大会」の本選大会の授賞式を開催した。

※（2002年）第1回全国青少年創意力オリンピック→（2011年）大韓民国青少年創意力チャンピオン大会に名称を変更

「大韓民国青少年創意力チャンピオン大会」は、全国の小・中・高の生徒がチームを作り、指導教員と共に課題への解決策を考える大会で、8月8日木曜日から10日土曜日まで「2024青少年発明フェスティバル」の一環として本選大会が行われた。今年3月の募集

に計 441 チームが応募し、書類審査を経て 398 チームが地域予選に参加し、その中から各地域を代表する 48 チームが今回の本選大会に参加した。

本選大会では各チームが表現・制作・即時課題の計 3 つの課題を競い合い、審査を経て 36 チームを選定した。大賞である教育部長官賞には、小学生部門「K-オリオンイ」チーム（慶南、クモ（金湖）小学校）、中学生部門「チャプチェ」チーム（慶南、チンミョン（晋明）女子中学校）、高校生部門「ウリオトム」チーム（全南、クァンヨン（光栄）高等学校）が選ばれた。

※2024 年表現課題のテーマ：挑戦！冒険へ～

特許庁長は「人工知能が進化している時代の中で成長していく子どもたちには創造力、コミュニケーション能力、協働力が何より求められると思う」とし、「特許庁は、創造力や想像力で溢れる、優秀な生徒たちが未来をリードする人材として成長していくよう全力で支援していきたい」と述べた。

2-10 韓国特許庁、「第 7 号知的財産と革新」を公開

韓国特許庁（2024. 8. 12.）

画像生成人工知能（AI）を活用した産業デザインの創作など国内外の知財権トピックを紹介

韓国特許庁は 9 日、国民の知的財産への関心や理解を高めるために、知的財産分野の判例、国内外の政策の動向やトピックについてまとめた学術雑誌の「知的財産と革新」の第 7 号を発行したと発表した。

「知的財産と革新」は知財権のトピックに関する最新情報を共有し、産・官・学界の専門家、利害関係者などとの積極的な意見交換により当面の課題について議論するために、年 1 回公開している。

今回発行した第 7 号には、最近注目を集めているテーマである ▲画像生成人工知能（AI）を活用した産業デザインの創作と知財権の問題、▲デジタルコンテンツに対する知財権侵害、▲内装の意匠に対する保護策、▲アイデアの保護方法に関する 이슈、▲許可などによる特許権存続期間の延長制度、▲不正競争防止法ワ目（他人成果盗用）と知的財産法との対立、▲日本の持続可能な開発目標（SDGs）に関する政策の動向などが盛り込まれている。

また、知財高裁・最高裁の判例や海外の事例を中心に▲選択発明に係る先後願（出願の先後関係）判断、▲新規性喪失の例外の適用を受ける意匠と出願意匠の同一判断に関する事例の分析、▲請求項における接続句の解釈、▲結晶型発明に関する判例の高校、▲周知符合の判断手続きと方法、▲バイオ薬品に係る明細書の記載要件の判断などについての研究結果を盛り込んでいる。

特許庁長は「同誌は国民の知的財産への関心や理解を高めるために作成され、今後も技術や知識を共有し、知的財産分野の未来や展望について考えを分かち合う場になってほしい」と述べた。

同誌は特許庁ホームページ（www.kipo.go.kr）>冊子/統計から閲覧が可能であり、関連学会や関係機関に配布する予定だ。

2-11 国際知識財産研修院、「2024年2学期知的財産学」の受講生を募集

韓国特許庁（2024.8.12.）

オンラインで「知的財産学士」学位号が取得できる！

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、8月13日火曜日から20日火曜日まで2024年2学期知的財産学のオンライン受講生を募集する。

今回の「知的財産学」専攻は、知的財産に関する法律・訴訟、知的財産の創出・管理戦略などの科目で構成されるオンライン学位号のコースである。高等学校卒業以上又は同等な学歴を有する韓国国民であれば、無料で受講できるコースであり、学位授与の要件※を満たした場合、教育部長官が発行する「知的財産学士」学位を取得できる。

※（4年制大学卒）専攻48単位、（高卒・専門学校卒）専攻60単位＋教養30単位＋一般選択50単位（計140単位）

また、特許庁と単位互換制度を結んでいる大学の在学学生は、本コースで修了した教科の単位を在学中の大学で取ったことと認められる。今回の2学期には忠南大学、全北大学など11の大学※と単位交換制度を行う。

※カトリック関東大学、建陽大学、慶一大学、啓明大学、東明大学、全北大学、済州大学、忠南大学、韓国工学大学、漢拏大学、韓世大学

受講生は先着順で決められ、2学期の授業は9月3日火曜日から12月16日月曜日まで15週間行われる。今学期には「知的財産概論」、「商標法」など計11科目が開設され、

一人当たり最多7科目（計21単位）まで受講できる。

登録方法や単位取得に関する詳細については知的財産学単位取得ウェブサイト（<https://cb.ipacademy.net>）にて確認できる。また、韓国発明振興会（電話：02-3459-2765）に問い合わせできる。

特許庁の国際知識財産研修院長「知的財産に対する関心が高まっている中で知的財産学単位取得制を通じて知財教育への国民のニーズを満たせ、専門人材を育成していけるよう最善を尽くす」と述べた。

2-12 韓国特許庁、LG社AI研究院とAI活用戦略の発表会を開催

韓国特許庁（2024.8.14.）

今年下半期から特許審査業務におけるAI技術の実装・研究事業を本格推進

韓国特許庁はLG社AI研究院と8月14日水曜日、LGサイエンスパーク（ソウル市江西区所在）にて特許審査業務への支援に向けた人工知能（AI）活用戦略の発表会を開催する。両機関は今回の戦略に基づいてAI特許審査システムの構築に向けた技術実装・研究事業に本格的に着手する計画だ。

特許庁は特許・商標・意匠の審査業務を支援するために昨年、「人工知能（AI）活用特許行政革新ロードマップ（2023年～2027年）」を策定し、LGのAI研究院と共に特許行政に特化した大規模言語モデル（AI）を構築した。

今回の発表会は、昨年構築した特許専用の言語モデルと最新のAIを特許行政に活用するための活用戦略のプロセスやその結果について共有し、今後の推進内容と協力策について議論するためである。発表会には、イ・インス特許庁産業財産情報局長、イ・ファヨンLG社AI研究院常務などが参加する。

【特許審査分野別AI技術の採用の可能性について検討、最適な適用方法の策定】

今回の活用戦略では、特許審査業務の中でAIの採用が可能な分野と具体的な適用方法を示す考えだ。また、AI技術の実装・研究と開発事業の方向や範囲を示すガイドラインになる。活用戦略の策定には特許庁の審査官、LG社AI研究院の技術・コンサルティング専門家などが参加した。

具体的には、▲特許審査の手続き及び特許情報システムの分析結果、▲AI 支援が必要な特許審査分野の提示および分野別における AI 技術採用の可能性の検討、▲特許審査分野別の特徴を反映するための AI 技術の適用方法である。

【今年下半期から AI 技術の実装・研究事業を本格的に推進する予定】

特許庁は今回の発表会を基に今年下半期から LG の AI 研究院と共に AI 技術の実装・研究事業を本格的に進め、特許審査業務に採用する AI 技術の性能や効果を検証し、最適な AI 技術を採用した特許審査の環境づくりを段階的に進める考えだ。

特許庁の産業財産情報局長は「産業財産権の出願件数が増加傾向にあり、膨大な特許情報が累積され、審査業務への負担が高まっている」とし、「AI を特許行政システムに積極的に採用することにより、審査業務の効率性を高めて韓国企業の迅速な特許権確保につながるようサポートしていく」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 模倣品の被害状況がわかる「K-ブランド保護ポータル」が機能を拡大

韓国特許庁（2024. 8. 12.）

模倣品流通被害の情報の視覚化、商標の冒認出願に関する情報の検索機能を導入

韓国企業の模倣品流通の被害状況を簡単に確認できる「K（韓国）-ブランド保護ポータル」が8月12日月曜日から新しくなる。

韓国特許庁は、海外で発生する韓国商標の冒認出願や模倣品流出による被害を予め予防し対応できるよう、関連情報を提供していた「K-ブランド保護ポータル」の機能を拡大したと発表した。

特許庁は2022年から「K-ブランド保護ポータル」を通じて韓国商標の保護に関する情報を提供してきたが、「情報の視覚化や検索機能を改善してほしい」との企業側からの意見があった。これを受けて①国別の模倣品流通被害などを一目でわかるようにまとめ、②企業が商標の冒認出願や侵害に関する情報を簡単に検索できるよう機能を大幅に拡大した。

【①国別、EC プラットフォーム別の韓国ブランドの模倣品流通被害の状況が一目でわかる】

比較的規模の小さい中小企業は、模倣品被害が発生しているにもかかわらず、専門人材の不足、費用の負担、情報不足、言語の問題などさまざまな理由で海外での模倣品被害に積極的に対応できないのが現状である。

このような中小企業の問題を解決するために、韓国ブランドの模倣品流通被害の状況を国別、EC プラットフォーム別などさまざまな形でまとめて一目で多くの情報を把握できるよう改善した。

また、海外の EC プラットフォーム別の模倣品通報方法についてまとめ、企業が自ら模倣品流通を遮断することができるよう対応力の強化を図った。

【②商標の冒認出願が疑われる情報の検索機能を新しく導入】

企業が自社の被害情報を自ら検索できるよう「冒認出願が疑われる情報の検索」機能を新しく導入して情報提供の効率性や利便性を図り、企業自ら被害状況を常時把握することで積極的な対応が可能になると期待される。

特許庁は 2017 年から中国を始めに「商標の冒認出願が疑われる情報」についてモニタリングし、ベトナムなど東南アジア地域までその範囲を拡大してきた。しかし、その情報を当該企業に郵便・電子郵便などで送る中で企業の担当者や住所の変更などにより、情報が届かないとの問題があった。

特許庁の産業財産保護協力局長は「世界的に韓国ブランドへの需要が高まっている中で、企業自ら積極的に知財紛争に対応できるよう常時情報を提供することは非常に大事だと思う」とし、「今後も企業側が求める機能の改善を重ねて企業の利便性や独自の対応能力の向上を支えていく」と述べた。

「K-ブランド保護ポータル (<https://ip-navi.or.kr/kbrands>)」の詳細については韓国知識財産保護院の K-ブランド保護室（電話：02-6196-2055）に問い合わせできる。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 「第9回ハングル優秀商標コンテスト」の応募受付を開始

韓国特許庁（2024.8.5.）

漢字を使わない、韓国固有の単語からなる商標の美しさを伝える

韓国特許庁は 8 月 5 日月曜日から 23 日金曜日まで「第 9 回ハングル優秀商標コンテスト」の応募受け付けを開始すると発表した。

今年で 9 回目を迎えるコンテストは、漢字を使わない韓国固有の単語からなる商標の出願と使用を奨励する趣旨で 2016 年から毎年開かれ、文化体育観光部と国立国語院が後援する。特許庁ホームページ (www.kipo.go.kr) にて本人または他人の登録商標を応募・推薦できる。

※特許庁ホームページ>ニュース>お知らせ>コンテストへの参加案内の投稿から応募書類の提出・メールアドレスを確認

応募・推薦した商標は 2024 年 8 月時点、商標登録されている、韓国固有の単語（漢字の意味を使わない、純粋なハングル語）からなる商標が対象になる。他人の商標を模倣した商標、悪意による商標先占が疑われる商標、審判・訴訟など紛争中の商標、現在使われていない商標、類似の大会での受賞歴のある商標は対象にならない。

応募された商標を対象に国立国語院が選定したハングル語専門家がハングル語の規則、固有性などを基準に評価を行い、ユーザーおよび審査官による電子投票の結果を合わせて、美しい商標（文化体育観光部長官賞 1 件）、きれいな商標（特許庁長賞 1 件）、情を感じる商標（国立国語院長賞 5 件）を選び、10 月のハングルの日の前後に授賞式を行う考えだ。

特許庁の商標デザイン審査局長職務代理は「良いアイデアから作られたハングル商標は、その名前から商品の特徴がよく伝わり、消費者にも呼びやすいイメージを与える」とし、「今回のコンテストを機にハングル商標の美しさが広く伝わってほしい」と述べた。

その他一般

5-1 【説明資料】特許庁の審査過程における先行特許の活用は審査の正確さを高めるためであり、迅速な審査のために審査官を増員しています

韓国特許庁 (2024. 8. 12.)

【報道内容】

2024 年 8 月 12 日月曜日、毎日経済による「特許出願をしても登録査定を受けられない中小企業が多いのはなぜ」の報道で、①数多くの先行特許（先行技術調査文献）を審査に活用して登録査定の理由にするなど、中小企業に不利であり、②審査官の人手不足や専門性

の問題により特許登録までかかる期間が長引いているとの指摘があった。

【特許庁の立場】

特許庁は、出願人（大企業、中堅・中小企業、個人など）が提出した明細書に基づいて公正な審査を行っております。

①審査過程で活用している先行技術調査文献の数の増加は、特許審査官が特許審査の正確さを高めるために多くの文献を参考※していることを示すものであり、特定の出願人（中小企業など）のみに対し影響を与えるものではなく、全ての出願人に対し公正かつ高品質の審査結果を提供するためであります。

※登録特許公報の中の先行技術調査文献は、これらの文献を参考にして審査をしたにもかかわらず、拒絶理由がなかったことを意味するので、この文献の数が増えるほど当該特許が無効になる可能性が低く、出願人にとっては登録特許の安定性を高める効果がある

②また、出願人に対し迅速な審査サービスを提供するために審査官を継続的に増員しています。

特許庁は昨年からは半導体専門家 67 名、二次電池専門家 38 名など、計 105 名の特許審査官を採用しており、来年はバイオ、ロボット、人工知能など、最近出願件数が急増している分野を中心に特許審査官を採用していく計画です。

今後も特許庁は、専門性の高い特許審査官の人材確保により、迅速かつ正確な特許審査の結果を提供するよう取り組みます。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェットロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェットロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム